

## 救命ボランティアに関するご質問 Q&A

### <Q1 救命ボランティアへの登録に資格は必要ですか？>

⇒ AEDの取り扱いと心肺蘇生法、個人情報の取り扱いに関する約4時間の講習を受講していること。

### <Q2 救助指令が届いたら必ず行かなければいけませんか？>

⇒ あくまでもボランティアとなりますので、対応が可能な時に、通知へ応答し行動してください。必ず救急車は現場へ向かっておりますので、ご安心ください。

### <Q3 活動に際してケガの対応はどうなっていますか？>

⇒ 救命ボランティア登録者については、保険へ加入いたします。

ボランティア参加者への保険料の負担はありません。

保険適用例：AED搬送途上に、ケガをしてしまった等

物損保険には、入っていませんので、御注意ください。

※また、都合により保険の内容を変更する場合があります。

### <Q4 市外に住んでいますが、登録して活動はできますか？>

⇒ 市外在住でも登録し、市内での勤務時や通勤通学時での活動は可能です。

### <Q5 救急隊到着後は、近隣施設より搬送したAEDはどうなりますか？>

⇒ 救急現場へ搬送いただいたAEDにつきましては、現場活動隊が責任をもって施設へ返却いたします。このため、AEDを借りた施設名を活動隊へ伝えてください。

### <Q6 救助指令の受信などスマートフォンの通信費用はどうなりますか？>

⇒ 救助指令を受信したり、現場に駆けつける際にスマートフォンを使用した場合のデータ通信料は個人の負担となります。

### <Q7 ボランティア開始後に、技術に不安がある場合はどうしたら良いですか？>

⇒ 技術に不安がある場合もあるかと思います。そのような場合には、いつでも消防署にご連絡ください。技術講習などを実施させていただきます。

<Q8 危険な現場に行ったりすることもあるのですか？>

⇒ 119番通報を受信した通信指令センターで事案の概要を確認し、危険な現場の場合には「救助指令」は送信いたしません。

しかし、現場は常に安全な訳ではありません。常に安全確認を行い活動してください。

<Q9 初めの登録時の講習以外にも受講しなければいけない講習はあるのですか？>

⇒ 半年毎にeラーニングによる講習を各自で受講していただきます。

実技講習については、活動に不安がある方に対して消防署で講習を受講する事ができます。